

第 2 5 回 期

第 3 3 回 浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和 8 年 3 月 1 6 日（月） 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 3 0 分

2 開催場所 浅川町役場 2 階大会議室

3 出席委員（委員 9 人・推進委員 1 0 人）

会 長	1 0 番	白川	清一
委 員	1 番	兼子	泰彦
同	2 番	高坂	和幸
同	3 番	須藤	孝夫
同	4 番	藤田	保幸
同	6 番	鈴木	啓
同	7 番	須藤	一二
同	8 番	小針	充則
会長職務代理者	9 番	酒井	秀忠
推 進 委 員	（ 簗 輪 ・ 袖 山 ）	関根	盛夫
同	（ 中 根 松 ）	会田	信二
同	（ 大 草 ）	斎藤	良文
同	（ 小 貫 ・ 太 田 輪 ）	薄井	常義
同	（ 里 白 石 ・ 福 貴 作 ）	須藤	寿行
同	（ 里 白 石 ・ 福 貴 作 ）	鈴木	政吉
同	（ 山 白 石 ）	我妻	伸司
同	（ 山 白 石 ）	岡田	勇弥
同	（ 浅 川 ・ 滝 輪 ）	緑川	孝雄
同	（ 東 大 畑 ・ 畑 田 ）	小室	一男

4 欠席委員（1 名）

委 員	5 番	富永	勉
-----	-----	----	---

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 付議事項

（1）議案第 8 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について

1 件

（2）議案第 8 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について

2 件

6 農業委員会事務局職員
 事務局長 関根 恵美子
 主 査 生田目 麻貴

7 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	ただいまから第33回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 本日も、お忙しいなか、ご参集頂き誠にありがとうございます。 暑さ寒さも彼岸までと申しますが、明日は、はやいもので彼岸入りです。だいぶ暖かくなってきましたが、これからは、三寒四温を繰り返し暖かくなっていくことでしょう。季節の変わり目何かと体調を崩しやすい時期でもあります。どうか皆さん体に気を付けて頂き農作業に精を出して頂ければと思います。 また話は、変わりますが、今中東情勢が大変な事になっており原油が高騰しております。先週木曜日にはガソリンが192円、灯油も同じく急激に高騰しております。これから先どうなるかわかりませんが、今のところは見守るしか無いかなと思っています。早く終結することを願うばかりでございます。 さて、本日の議案ですが、第84号から第85号、件数として3件となっております。本日も皆様の慎重審議をよろしくお願いしまして、挨拶とします。以上です。
会 長	本日の出席委員は10名中 9名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第33回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は10名中 10名です。
会 長	議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、9番、酒井秀忠委員、1番、兼子泰彦委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。 書記には事務局職員の生田目主査を指名いたします。 それでは、議事日程第3、議案第84号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。

事務局長	(議案第 8 4 号朗読)
会 長	議案第 8 4 号について、里白石・福貴作・染地区推進員 鈴木政吉委員の調査結果報告及び意見を求めます。
鈴木（政）委員	里白石・福貴作・染地区担当の推進委員の鈴木です。 議案第 8 4 号、農地法第 3 条についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。 譲渡人、****、****さん。譲受人、****、****さん。以下記載のとおりです。 3 月 5 日 8 時より、譲渡人、譲受人立ち会いのもと現地にて調査をして参りました。 申請地は 2 0 年ほど前、親の代の頃に口約束で交換し、譲受人が耕作していた場所ですが、譲受人の提案で登記内容を修正することとなり、今回の申請に至りました。 また、譲受人は認定農業者であり、****地区の中でもやる気のある方です。農地の取得後は、今まで通り保全管理をしていくとのことでした。 農地法第 3 条第 2 項の 1 号から 6 号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	補足説明いたします。 今回の申請は、経営規模拡大のための売買ということで申請がありました。譲受人である****さんは、****地区にて水稻、野菜を合わせて 2.6 ヘクタールほど生産されている認定農業者であります。 今回の設定事由につきましては、交換となっておりますが、代替え地は譲受人が所有する山林 大字****字****番 面積は****㎡となっております、案内図に所在地を記載しております。 農地の取得後は、地域農業活動の取り決めを守り、農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法については地域の防除基準に従いながら管理をしていくとのことでした。 以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号について該当するものがなく、問題ないものと思われます。以上です。
会 長	地区担当委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第 8 4 号について、質疑ございませんか。 (「異議なし」の声)

事務局長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第84号について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員) 全員賛成ですので、議案第84号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定については許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第85号①、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。 (議案第85号①朗読)
会 長	議案第85号①について、浅川・滝輪地区推進委員 緑川孝雄委員より調査報告及び意見を求めます。
緑川委員	浅川・滝輪地区担当の推進委員、緑川です。 議案第85号、農地法第5条の①についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。 譲渡人、****、****さん。譲受人、****、****さん。以下記載のとおりです。譲受人は、譲渡人の孫娘の配偶者にあたります。 3月9日9時30分より、地区副担当の酒井委員、小針委員、及び譲渡人、譲受人の代理人である行政書士立ち会いのもと現地にて調査をして参りました。 今回の申請理由は一般住宅用敷地とするためです。申請地は、譲渡人の自宅のすぐ前に位置し、畑を挟んで譲受人の長男の家も建っていることから選定したとのことでした。 調査事項であります一般基準の、申請目的実現性の確実性に関する項目及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。
会 長	続けて事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	補足説明いたします。 まず、立地基準については第1種農地、第3種農地のどの条件にも当てはまらないことから、第2種農地に分類しました。 転用目的は、一般住宅用敷地とするためです。 譲受人は現在、郡山市にて妻と二人で生活しており、かねてより住宅の新築を計画していたそうです。親の老後や生活環境のことを考え、実家である譲渡人の居住地のすぐそばにあった申請地が選定されました。上水道の整備状況や道路に面していることなどの利便性を勘案すると、

会 長	申請地以外に適切な用地がなかったことから、転用はやむを得ないものと思われます。 次に、一般基準の各項目についてですが、 １．転用に必要な資力、信用については、住宅ローンの審査結果の写しが添付されており、支出額が借入額以内のため問題ありません。 ２．転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。 ３．許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和８年１１月３０日までとされており該当しません。 ４．行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、免許、許可、認可等を要するものがなく問題ありません。 ５．法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。 ６．申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、併用地はありません。 ７．事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、事業計画から見て適当な面積であり該当しません。 ８．申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のものの以外は許可しないことになっておりますが、住宅及び駐車場を建設することが目的ですので該当しません。 ９．転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、また農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、地表を敷砂利、芝施工で固めるため、土砂等の流出はありません。 建物部分には雨水枡を設置し、南側町道側溝へ排水します。生活排水・汚水については合併浄化槽を經由し、南側町道に敷設してある Ｕ 字溝へ接続し処理されるため農業用排水路の有する機能に影響はありません。 周辺農地の営農条件に支障を及ぼさないための措置については、建物の配置等を十分考慮し周辺の農地の日照に影響を及ぼさない計画となっており問題ありません。 以上です。 地区推進委員の報告及び事務局の説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第８５号①について、質疑ございませんか。
------------	--

	(「異議なし」の声) 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第 8 5 号①について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員) 全員賛成ですので、議案第 8 5 号①、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定については、許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第 8 5 号②、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	(議案第 8 5 号②朗読)
会 長	議案第 8 5 号②について、大草地区推進委員 斎藤良文委員より調査報告及び意見を求めます。
斎藤委員	大草地区担当の推進委員、斎藤です。 議案第 8 5 号、農地法第 5 条の②についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。 譲渡人、****、****さん。譲受人、****、****さん。以下記載のとおりです。 3 月 7 日 1 3 時 3 0 分より、地区副担当の須藤委員、及び譲渡人、譲受人の代理人である行政書士立ち会いのもと現地にて調査をして参りました。 今回の申請理由は太陽光発電設備用敷地とするためです。申請地は、2 0 年以上耕作しておらず、譲渡人は仕事があり農作業をする時間がなかったところ、譲受人より太陽光発電設備設置の話があり今回の申請に至ったとのことでした。 調査事項であります一般基準の、申請目的実現性の確実性に関する項目及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。
会 長	続けて事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	補足説明いたします。 まず、立地基準については第 1 種農地、第 3 種農地のどの条件にも当てはまらないことから、第 2 種農地に分類しました。 転用目的は、太陽光発電設備とするためです。 譲受人は、**県に本社を置き、太陽光発電などの再生可能エネルギ

	一事業を展開している会社であります。今回の事業の必要性についてですが、太陽光発電は長期にわたり安定した電力供給と収益確保が可能となる事業であり、経済性と社会性の双方の観点から事業を継続していくための申請となっております。効率良く太陽光発電するための日照条件、必要なパネル数を設置するための面積を要すること、施設の維持管理のため道路に隣接している必要があること等の理由により、他の候補地では事業を完了できないものと判断したため、転用申請はやむを得ないものと考えられます。 次に、一般基準の各項目についてですが、 1. 転用に必要な資力、信用については、全額自己資金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。 2. 転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。 3. 許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和9年3月30日までとされており該当しません。 4. 行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、免許、許可、認可等を要するものがなく問題ありません。 5. 法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。 6. 申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、併用地はありません。 7. 事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、事業計画から見て適当な面積であり該当しません。 8. 申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、太陽光発電設備を建設することが目的ですので該当しません。 9. 転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、また農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、整地後に転圧するため土砂等が流出する恐れはありません。 取水・排水はなく、雨水は自然浸透するため農業用排水路の有する機能に影響はありません。 申請地北側には畑がありますが、進入路が確保されており農地の分断は生じません。また、太陽光設備の高さは2.6メートル、境界から2メートル以上離れていることから周辺の日照等に影響はありません。 以上です。
--	--

会 長	地区推進委員の報告及び事務局の説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第 8 5 号②について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声） 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第 8 5 号②について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全員賛成ですので、議案第 8 5 号②、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定については、許可相当と意見決定いたします。 次に、その他に入ります。 （１）令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	令和 8 年度最適化活動の目標の設定等についてですが、みなさんが日ごろから行っている、農業委員会における最適化活動の目標となっております。 目標については県の指針等を参考に作成しており、概ね昨年度と同様の内容となっております。 まず、一枚目の 2 農家・農地等の概要についてですが、農林業センサスや統計調査にて公表されている数値を使用しております。今年度の数値が 3 月末に公表される予定ですので、該当箇所について網掛けし、昨年度の数値を入力しております。今年度の数値が公表され次第更新いたします。 つづいて、二枚目ですが、1 最適化活動の成果目標における、（１）農地の集積の目標について、県で示しております集積目標年度及び目標集積率を基に、令和 8 年度の集積目標面積を算出しております。 次に（２）遊休農地の解消につきましては、昨年実施しました利用状況調査において遊休農地と判断された農地面積を基に目標を設定しております。 つづいて、三枚目ですが、（３）新規参入の促進について、農地法第 3 条に基づく許可及び農地利用集積計画、または、農用地利用集積等促進計画による権利移動面積の過去 3 年間分を平均し、その 1 割を令和 8 年度の目標面積として算出しております。 最後に 2 最適化活動の活動目標についてですが、各項目ともに県の指針及び例年実施している活動を基に設定しております。 説明は以上となりますが、委員の皆様にも内容をご確認いただき、問題なければ農業会議の確認を経たのちに町ホームページ掲載する予定です。よろしくお願いします。

会 長	事務局より説明がありましたが、少々時間を取りますので、皆さん資料をご覧になっていただきたいと思います。 (資料に目を通す時間をとる) それではどうでしょうか。皆さんから、令和８年度最適化活動の目標の設定等について意見等ございますか。 (「異議なし」の声) 特に無いようであれば、浅川町農業委員会及び各地区の最適化活動の目標について、資料のとおり決定することとし、また、簡易な修正等があった場合は事務局一任としてよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) それではそのように決定いたします。 次に、(２)浅川町農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、事務局より説明をお願いします。
事務局長	今年度、他県において農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄による逮捕・起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が続けて発生しました。行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務執行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。 この件に関して、令和元年１１月２８日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されました。この趣旨に則り、各市町村農業委員会においても法令遵守の徹底について研修や申し合わせを実施するよう福島県農業会議より通知があったため、今回の総会で申し合わせ決議を実施させていただきます。 決議文を朗読いたします。 (決議案朗読) 以上です。
会 長	事務局より説明があった内容について、質問や意見などはございますか。 (「異議なし」の声)

	それでは浅川町農業委員会として、今後も農地法違反等がないよう、気を付けていただきたいと思います。 そのほか皆さんからなにかごさいませんか。なければ事務局より連絡事項お願いします。
事務局長	次回総会ですが、4月17日（金）午後1時30分より開催予定です。 2月分の活動記録簿を回収しますので、まだ提出されていない方は事務局まで提出願います。
生田目主査	先月の総会で決定した令和8年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料について、町ホームページで公表しました。また、細目書を農家さんに送付する際に同封しました。 議案書送付の際に、令和8年度の行事予定を配布しております。内容については、変更となる場合があります。 農業委員会の改選に関して、2月24日までに提出された推薦書・応募届の内容をまとめましたのでご確認ください。なお、同様の内容を町ホームページでも公表しておりますが、総会で可決されるまでは決定ではありませんのでご注意ください。
会 長	それでは、以上を持ちまして第33回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)